

【資料2 主な修正内容の新旧対照表】

新	旧
第2節 災害発生直前対策 風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、市民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。 1 市民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、市は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。 2 避難誘導体制の整備 (1) 風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。 (本章第11節「避難の受入れ活動計画」参照) (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 (4) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 (5) 避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。 (6) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 (7) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 3 災害未然防止活動 (1) 災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。 ア 所管施設の緊急点検体制の整備 イ 応急復旧体制の整備 ウ 防災用資機材の備蓄 エ 水防活動体制の整備	第2節 災害発生直前対策 風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、市民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。 1 市民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、市は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。 2 避難誘導体制の整備 (1) 風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。 (本章第11節「避難の受入れ活動計画」参照) (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 (4) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 (5) 避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。 (6) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 3 災害未然防止活動 災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。 ➡所管施設の緊急点検体制の整備 ➡応急復旧体制の整備 ➡防災用資機材の備蓄 ➡水防活動体制の整備

修正内容①

新	旧
(8) 内水排除における排水ポンプ及び排水ポンプ自動車の手配・稼働等に係る連絡体制の整備 (9) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結 (10) 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成 (11) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。 (12) 浸水想定区域内にある大規模工場棟で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。 (13) (11) (12) に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備 なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。 (14) 水防機関の整備 (15) 水防計画の策定 (16) 水防協議会の設置 (17) 水防訓練の実施（年1回以上） ア 水防技能の習熟 イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発 ウ 発災時の避難誘導計画等に基づく避難誘導訓練 (18) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。 (19) <u>浸水想定区域内に位置し、</u>市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練<u>を実施するものとする。</u> (20) <u>浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。</u>	(8) 内水排除における排水ポンプ及び排水ポンプ自動車の手配・稼働等に係る連絡体制の整備 (9) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結 (10) 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成 (11) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。 (12) 浸水想定区域内にある大規模工場棟で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。 (13) (11) (12) に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備 なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。 (14) 水防機関の整備 (15) 水防計画の策定 (16) 水防協議会の設置 (17) 水防訓練の実施（年1回以上） ア 水防技能の習熟 イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発 ウ 発災時の避難誘導計画等に基づく避難誘導訓練 (18) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。 (19) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。 (20) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

修正内容②

修正内容③

新	旧
(イ) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地 イ 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。 (7) 土砂災害に関する情報の伝達方法 (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項 (ウ) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項 ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。 <u>(3) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</u> <u>(4) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。</u> <u>(5) 前記(4)の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。</u> <u>(6) 防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。</u> <u>(7) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。</u> <u>(8) 各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</u> <u>(9) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</u> また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。 <u>(10) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。</u> <u>(11) 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。</u> 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及 市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。 3 学校等における防災教育の推進 小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び保育園（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成するうえで重要である。 そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。	(イ) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地 イ 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。 (7) 土砂災害に関する情報の伝達方法 (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項 (ウ) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項 ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。 (3) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。 (4) 前記(4)の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。 (5) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。 (6) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。 (7) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。 (8) 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及 市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。 3 学校等における防災教育の推進 小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び保育園（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成するうえで重要である。 そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

新

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に所在しているため避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急）、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報

風水害からの人命、身体 の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

客③

＜避難情報等＞			＜防災気象情報＞
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報※2	警戒レベル5相当情報
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急）※3	警戒レベル4相当情報
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始	警戒レベル3相当情報
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報	

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

(1) 実施機関

ア 避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の実施機関は次表のとおりである。

旧

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急）、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示

風水害からの人命、身体 の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

(1) 実施機関

ア 避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）の実施機関は次表のとおりである。

修正内容③

新	旧
第22節 電気施設応急活動 電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、 ○早期復旧による迅速な供給再開 ○感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止 を重点に応急対策を推進するものとする。 1 応急復旧体制の確立 被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。 2 迅速な応急復旧活動 復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。 市は、「災害時等における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書」に基づき、中部電力<u>パワーグリッド株式会社</u>の行う応急復旧活動に協力する。(第7編資料4－33参照) 市は、「災害時における電気の保安に関する協定書」に基づき（一財）中部電気保安協会長野支店に対し支援を要請する。(第7編資料4－16参照) 3 二次災害防止<u>及び節電</u> 停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。 <u>また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。</u> <u>このため、市は、県及び電力会社からの要請に基づき、防災無線等により、市民に対する広報活動を行う。</u>	第22節 電気施設応急活動 電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、 ○早期復旧による迅速な供給再開 ○感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止 を重点に応急対策を推進するものとする。 1 応急復旧体制の確立 被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。 2 迅速な応急復旧活動 復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。 市は、「災害時等における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書」に基づき、中部電力㈱の行う応急復旧活動に協力する。(第7編資料4－33参照) 市は、「災害時における電気の保安に関する協定書」に基づき（一財）中部電気保安協会長野支店に対し支援を要請する。(第7編資料4－16参照) 3 二次災害防止 停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。 このため、市は電力会社からの要請に基づき、防災無線等により、市民に対する広報活動を行う。

修正内容④

新	旧
第8節 要配慮者支援計画 近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。 また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について施策を講じる。 1 要配慮者支援計画の作成 (1) 要配慮者支援計画の作成 市は、地域における被害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。 (2) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成 市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。 市が定める事項は、以下を必須とする。 ア 避難支援等関係者となる者 市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。 避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人する。 ・自主防災組織（区長） ・飯山警察署 ・岳北消防本部 ・民生委員・児童委員（地区会長） ・飯山市社会福祉協議会 ・その他、市長が必要と認めた支援者等 イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。 生活の基盤が自宅にある方で以下の①～⑤のいずれかに該当し、かつ、同居する世帯員が65歳以上のみの世帯の者とする。 ①要介護3以上の者 ②身体障害者手帳1・2級の者及び視覚又は聴覚障害による身体障害者手帳3～6級の者（心臓・腎臓機能の障害のみで該当する者は除く） ③療育手帳Aを所持する者 ④精神障害保健福祉手帳1級を所持する者 ⑤特定医療費（指定難病）受給者 ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	第8節 要配慮者支援計画 近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。 また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について施策を講じる。 1 要配慮者支援計画の作成 (1) 要配慮者支援計画の作成 市は、地域における被害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。 (2) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成 市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。 市が定める事項は、以下を必須とする。 ア 避難支援等関係者となる者 市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。 避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人する。 ・自主防災組織（区長） ・飯山警察署 ・岳北消防本部 ・民生委員・児童委員（地区会長） ・その他、市長が必要と認めた支援者等 イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。 生活の基盤が自宅にある方で以下の①～⑤のいずれかに該当し、かつ、同居する世帯員が65歳以上のみの世帯の者とする。 ①要介護3以上の者 ②身体障害者手帳1・2級の者及び視覚又は聴覚障害による身体障害者手帳3～6級の者（心臓・腎臓機能の障害のみで該当する者は除く） ③療育手帳Aを所持する者 ④精神障害保健福祉手帳1級を所持する者 ⑤特定医療費（指定難病）受給者の内、避難行動要支援者として対象とする重症患者 ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

修正内容⑤

新			旧		
第3配備 (非常1次体制) 「災害対策本部」の設置 (災害発生時の体制)	○市内に災害が発生したとき ○土砂災害警戒情報が発令されたとき ○特別警報が発表されたとき ○市長が必要と認めたとき ○千曲川増水 立ヶ花観測所水位 避難判断水位 7.5m超	○各対策部長は、第3配備（非常1次体制）をとり、被害調査、被害拡大防止、応急復旧等につとめる。 ○活性化センター所長は、関係地区の被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○必要に応じて職員配置を増強する。	第3配備 (非常1次体制) 「災害対策本部」の設置 (災害発生時の体制)	○市内に災害が発生したとき ○土砂災害警戒情報が発令されたとき ○特別警報が発表されたとき ○市長が必要と認めたとき ○千曲川増水 9.0m、避難準備・高齢者等避難開始発令 9.4m、避難勧告発令	○各対策部長は、第3配備（非常1次体制）をとり、被害調査、被害拡大防止、応急復旧等につとめる。 ○活性化センター所長は、関係地区の被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○必要に応じて職員配置を増強する。
	修正内容⑥				
第4配備 (非常2次体制) 「災害対策本部」の設置 (激甚又は大規模な災害発生時の体制)	○激甚又は大規模な災害が発生したとき ○第3配備（非常体制）では対応できないとき	○各対策部長は第4配備（非常2次体制）をとり被害調査、被害拡大防止、応急復旧等に努める。 ○活性化センター所長は、関係地区の被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○必要に応じて各部門間の応援体制をとる。	第4配備 (非常2次体制) 「災害対策本部」の設置 (激甚又は大規模な災害発生時の体制)	○激甚又は大規模な災害が発生したとき ○第3配備（非常体制）では対応できないとき	○各対策部長は第4配備（非常2次体制）をとり被害調査、被害拡大防止、応急復旧等に努める。 ○活性化センター所長は、関係地区の被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○必要に応じて各部門間の応援体制をとる。

新	旧
(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 市は、条例に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。 (2) 災害援護資金の貸付 市は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。 6 租税の徴収猶予及び減免 市は、地方税法又は市税条例に基づき、被災者の市税の納入期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を講ずる。 7 医療費の一部負担金、保険税の減免等 市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険税の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険税の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。	(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 市は、条例に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。 (2) 災害援護資金の貸付 市は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。 6 租税の徴収猶予及び減免 市は、地方税法又は市税条例に基づき、被災者の市税の納入期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を講ずる。 7 医療費の一部負担金、保険税の減免等 市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険税の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険税の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。
修正内容⑦ 8 上下水道料金の減免等 市は、水道条例及び下水道条例に基づき、被災者の上下水道料金の減免等の措置を講ずる。 9 罹災証明書の交付 被災者に対する支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 <u>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u> 10 被災者台帳の作成 災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者の台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築 (1) 市長は、必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。 (2) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。 (3) 市民に対し、掲示板、防災行政無線、広報紙等を活用し、広報を行う。 (4) 報道機関に対し、発表を行う。	8 罹災証明書の交付 被災者に対する支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 9 被災者台帳の作成 災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者の台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築 (1) 市長は、必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。 (2) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。 (3) 市民に対し、掲示板、防災行政無線、広報紙等を活用し、広報を行う。 (4) 報道機関に対し、発表を行う。

新	旧
第34節 自主防災組織等の育成に関する計画 災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。 また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待され、今後自主防災組織の結成及び育成を積極的に行っていく必要がある。 1 地域住民等の自主防災組織の育成 (1) 各地区内に「自主防災会」を組織して、出火防止、初期消火、避難、救助等効率的な災害応急活動を確保するとともに、行政機関及び消防機関との連携を図り、災害による被害の拡大を防止する。 また、各地区の防災会長による「飯山市防災会連絡協議会」を設置して、各防災会間及び行政機関との連絡調整に当たる。 (2) 平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、家事従事者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。 2 活動環境の整備 市は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。 3 組織の活性化 (1) 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等の実施及び青年層、女性など多様な主体が組織へ参加することを促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。 (2) 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進めるものとする。 (3) 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努めるものとする。 また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込むものとする。 4 各防災組織相互の連携 (1) 地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう努める。 (2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進するものとする。 (3) 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。	第33節 自主防災組織等の育成に関する計画 災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。 また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待され、今後自主防災組織の結成及び育成を積極的に行っていく必要がある。 1 地域住民等の自主防災組織の育成 (1) 各地区内に「自主防災会」を組織して、出火防止、初期消火、避難、救助等効率的な災害応急活動を確保するとともに、行政機関及び消防機関との連携を図り、災害による被害の拡大を防止する。 また、各地区の防災会長による「飯山市防災会連絡協議会」を設置して、各防災会間及び行政機関との連絡調整に当たる。 (2) 平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、家事従事者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。 2 活動環境の整備 市は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。 3 組織の活性化 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等の実施及び青年層、女性など多様な主体が組織へ参加することを促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。 また、県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進めるものとする。 4 各防災組織相互の連携 (1) 地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう努める。 (2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進するものとする。 (3) 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る

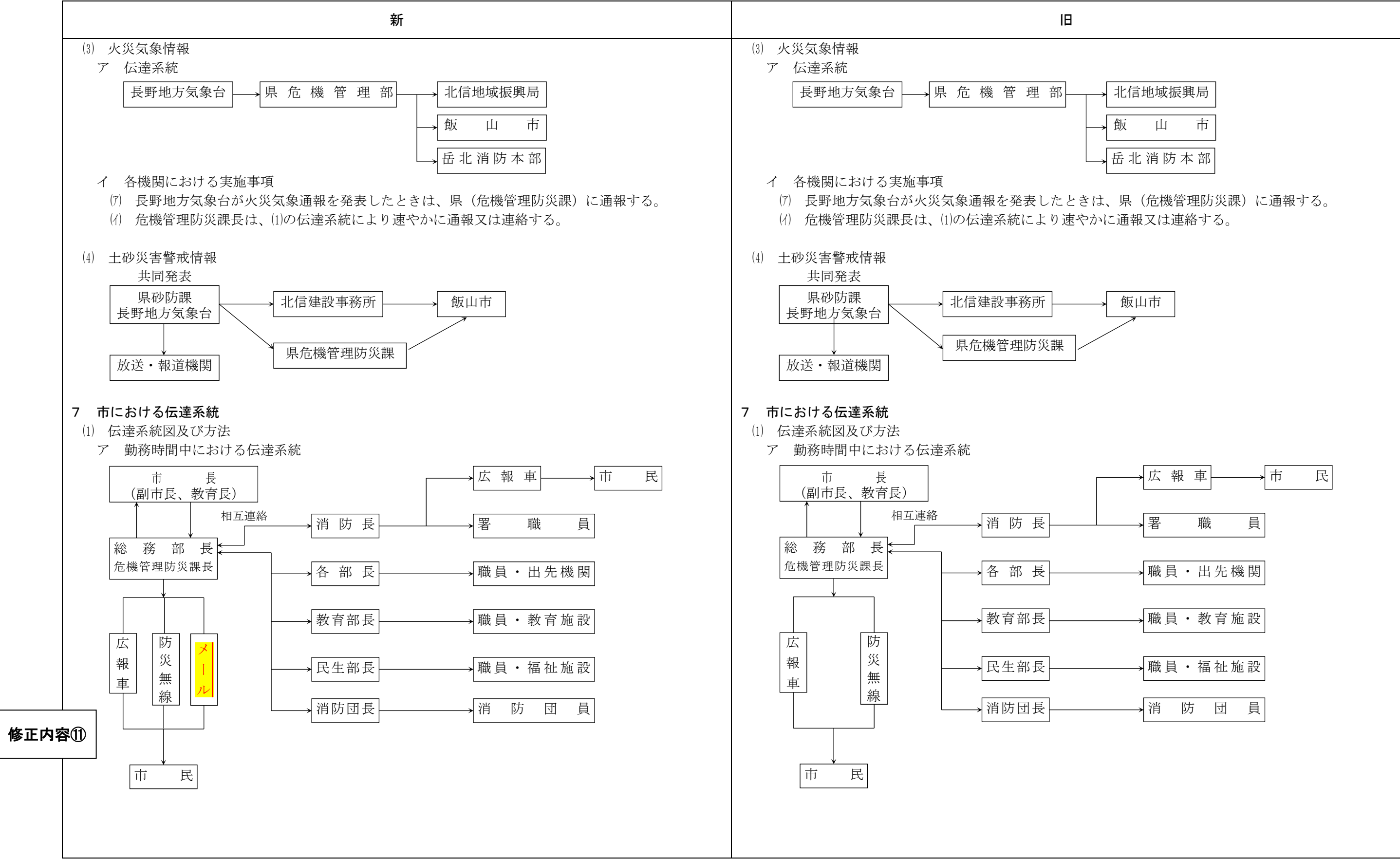
修正内容⑧

新	旧
第13節 食料品等の備蓄・調達計画 大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。 市は、この間防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備 (1) 平成25・26年度に実施した地震被害想定結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、地域防災計画等で定める。 (2) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。 (3) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。 (4) 県と市の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。 (5) 市民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。 (6) 市内の食料品小売業者等に協力を求め、災害時の食料品等調達体制の整備を推進する。 2 食料等の供給体制の整備 (1) 備蓄食料等を円滑かつ速やかに供給するため、災害の状況、避難所の開設状況、被災者数等を的確に把握できる情報収集体制を整備する。 (2) 食料等の調達及び供給について、国、県、日赤奉仕団等及び地域住民の協力が得られる体制の整備を図る。 (3) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ・釜）、食器類（茶わん・はし）調味料（味噌・塩）等についても整備するよう努める。 (4) 救援食料の集積場所及び輸送方法を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。 (5) 炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。 3 市民等に対する指導・啓発 市民や企業等に対して、食料の備蓄に関して次の事項について指導・啓発する。 (1) 自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても、市備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努めるものとする。 (2) 高齢者用、乳児用、食物アレルギー等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。	第13節 食料品等の備蓄・調達計画 大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。 市は、この間防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備 (1) 平成25・26年度に実施した地震被害想定結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、地域防災計画等で定める。 (2) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。 (3) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。 (4) 県と市の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。 (5) 市民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。 (6) 市内の食料品小売業者等に協力を求め、災害時の食料品等調達体制の整備を推進する。 2 食料等の供給体制の整備 (1) 備蓄食料等を円滑かつ速やかに供給するため、災害の状況、避難所の開設状況、被災者数等を的確に把握できる情報収集体制を整備する。 (2) 食料等の調達及び供給について、国、県、日赤奉仕団等及び地域住民の協力が得られる体制の整備を図る。 (3) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ・釜）、食器類（茶わん・はし）調味料（味噌・塩）等についても整備するよう努める。 (4) 救援食料の集積場所及び輸送方法を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。 (5) 炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。 3 市民等に対する指導・啓発 市民や企業等に対して、食料の備蓄に関して次の事項について指導・啓発する。 (1) 自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても、市備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努めるものとする。 (2) 高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

修正内容⑨

新	旧
第32節 防災訓練計画 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である。発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。市及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。 1 防災訓練の種別 (1) 総合防災訓練 総合防災訓練は、市が主催し、防災関係機関、市民その他関係団体の協力を求め、次により毎年 1 回実施する。 ア 災害のおそれのある地域又は訓練効果のある地域を選んで実施する。 イ 市の防災機関、警察機関、区長会を中心とする地域関係機関等が一体となって、地震及び(2)のア〜クの訓練を中心として、あらかじめ作成された災害想定により、予想される事態に即応した応急対策訓練を総合的に実施する。 特に、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。 (2) その他の訓練 ア 水防訓練 訓練効果を考慮し、風水害の発生が予想される時期前に実施する。 (ア) 水防団（消防団）による水防工法の訓練 (イ) 関係機関と連携した樋門、及び排水ポンプ車の操作訓練 (ウ) 防災行政無線及びメールシステムなどを活用した住民及び関係機関等への情報伝達訓練 (エ) 関係機関への連絡、要請内容の確認等 イ 消防訓練 消防活動の円滑な遂行を図るため、次の訓練を行う。 (ア) 夜間、冬期、水利確保が困難な地域等様々な条件下での出動訓練、火災防ぎょ訓練 (イ) 消防団幹部による図上想定訓練 (ウ) 岳北消防本部と消防団との合同訓練 (エ) 市民による初期消火訓練 ウ 災害救助訓練 救助・救護を円滑に遂行するため、防災関係機関と連携して、あらかじめ災害の想定を行い、次の訓練を実施する。 (ア) 医療救護・人命救助訓練 (イ) 炊き出し訓練 (ウ) 給水訓練 エ 通信訓練 災害時に円滑な防災関係機関間の通信が行えるよう、次の訓練を実施する。 (ア) 非常通信協議会等の協力を得た防災相互波による遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練 (イ) 市防災行政無線の可搬局との定期的な感度交換訓練 (ウ) 岳北消防本部と消防団を結ぶ無線の通信訓練	第31節 防災訓練計画 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である。発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。市及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。 1 防災訓練の種別 (1) 総合防災訓練 総合防災訓練は、市が主催し、防災関係機関、市民その他関係団体の協力を求め、次により毎年 1 回実施する。 ア 災害のおそれのある地域又は訓練効果のある地域を選んで実施する。 イ 市の防災機関、警察機関、区長会を中心とする地域関係機関等が一体となって、(2)のア〜クの訓練を中心として、あらかじめ作成された災害想定により、予想される事態に即応した応急対策訓練を総合的に実施する。 特に、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。 (2) その他の訓練 ア 水防訓練 訓練効果を考慮し、風水害の発生が予想される時期前に実施する。 (ア) 北信建設事務所の協力を得て、土石流災害の基礎知識や気象天気図の知識等水防知識の習得を図るとともに、重要水防区域や水防上重要な施設について周知徹底を図る。 (イ) 消防団による水防工法の実地訓練を行う。 イ 消防訓練 消防活動の円滑な遂行を図るため、次の訓練を行う。 (ア) 夜間、冬期、水利確保が困難な地域等様々な条件下での出動訓練、火災防ぎょ訓練 (イ) 消防団幹部による図上想定訓練 (ウ) 岳北消防本部と消防団との合同訓練 (エ) 市民による初期消火訓練 ウ 災害救助訓練 救助・救護を円滑に遂行するため、防災関係機関と連携して、あらかじめ災害の想定を行い、次の訓練を実施する。 (ア) 医療救護・人命救助訓練 (イ) 炊き出し訓練 (ウ) 給水訓練 エ 通信訓練 災害時に円滑な防災関係機関間の通信が行えるよう、次の訓練を実施する。 (ア) 非常通信協議会等の協力を得た防災相互波による遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練 (イ) 市防災行政無線の可搬局との定期的な感度交換訓練 (ウ) 岳北消防本部と消防団を結ぶ無線の通信訓練

修正内容⑩



新	旧
第11節 避難の受入れ活動計画 風水害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。 なお、避難計画は感染症対策に配慮することとし、県の地域防災計画に準じて対応することとする。 1 避難計画の策定等 (1) 指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定 ア 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 (2) 避難計画の作成 次の事項に留意して、避難計画を策定するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。 ア 避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令を行う判断基準及び伝達方法 イ 避難準備情報・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法 （避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）については第 2 章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」を参照） ウ 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 オ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (7) 給食措置 (イ) 給水措置 (ウ) 毛布、寝具等の支給 (エ) 衣料、日用品の支給 (オ) 負傷者に対する救急救護 キ 指定避難所の管理に関する事項 (7) 避難受入れ中の秩序保持 (イ) 避難住民に対する災害情報の伝達 (ウ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 (エ) 避難住民に対する各種相談業務 ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項	第11節 避難の受入れ活動計画 風水害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。 1 避難計画の策定等 (1) 指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定 ア 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 (2) 避難計画の作成 次の事項に留意して、避難計画を策定するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。 ア 避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令を行う判断基準及び伝達方法 イ 避難準備情報・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法 （避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）については第 2 章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」を参照） ウ 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 オ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (7) 給食措置 (イ) 給水措置 (ウ) 毛布、寝具等の支給 (エ) 衣料、日用品の支給 (オ) 負傷者に対する救急救護 キ 指定避難所の管理に関する事項 (7) 避難受入れ中の秩序保持 (イ) 避難住民に対する災害情報の伝達 (ウ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 (エ) 避難住民に対する各種相談業務 ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

修正内容⑫

新	旧
第15節 生活必需品の備蓄・調達計画 災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、市は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。 また、防災拠点として、廃止された下水道処理施設等を防災支援センター、備蓄倉庫などとして利活用する。 1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備 (1) 市人口の5％程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努めるとともに、災害発生後の交通輸送機能まひや孤立地域発生等を想定した備蓄・調達体制の整備を図る。 (2) 市内流通業者等に対して、災害時における生活必需品の調達に関して協力を要請する。 (3) 市民に対し防災思想の普及啓発を行い、市民自らの備蓄の促進を図る。 (災害時の主な生活必需品) ・寝具（タオルケット、毛布等） ・衣類（下着、靴下、作業衣等） ・炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等） ・身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等） ・食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等） ・日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等） ・光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） ・感染症対策（マスク、手指消毒用アルコール等） 2 生活必需品の供給体制の整備 (1) 災害発生後に備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うための、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を事前に整備する。 (2) 輸送されてくる生活必需品の集積場所をあらかじめ定め、必要に応じて施設の整備を行う。（第7編資料8－1参照） (3) 流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。 3 市民に対する指導・啓発 市民に対し、災害に備えて、前記の生活必需品のほか、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋等の準備を行うよう指導・啓発する。	第15節 生活必需品の備蓄・調達計画 災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、市は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。 また、防災拠点として、廃止された下水道処理施設等を防災支援センター、備蓄倉庫などとして利活用する。 1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備 (1) 市人口の5％程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努めるとともに、災害発生後の交通輸送機能まひや孤立地域発生等を想定した備蓄・調達体制の整備を図る。 (2) 市内流通業者等に対して、災害時における生活必需品の調達に関して協力を要請する。 (3) 市民に対し防災思想の普及啓発を行い、市民自らの備蓄の促進を図る。 (災害時の主な生活必需品) ・寝具（タオルケット、毛布等） ・衣類（下着、靴下、作業衣等） ・炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等） ・身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等） ・食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等） ・日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等） ・光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） 2 生活必需品の供給体制の整備 (1) 災害発生後に備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うための、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を事前に整備する。 (2) 輸送されてくる生活必需品の集積場所をあらかじめ定め、必要に応じて施設の整備を行う。（第7編資料8－1参照） (3) 流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。 3 市民に対する指導・啓発 市民に対し、災害に備えて、前記の生活必需品のほか、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋等の準備を行うよう指導・啓発する。

修正内容⑫

新	旧
カ 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、ボート及びヘリコプターの要請等により移送する。 また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。 キ 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。 ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は北信地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。 市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。 ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。 コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。 (3) 避難時の携帯品 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。 4 避難所の開設・運営 市は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。 (1) <u>災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのあるもので避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u> (2) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、感染症対策に努めるものとする。 (3) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。 (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。 ア 避難者 イ 市民 ウ 自主防災組織 エ 他の地方公共団体 オ ボランティア カ 避難所運営について専門性を有した外部支援者 (5) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 (6) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。 (7) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。 (8) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、	カ 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、ボート及びヘリコプターの要請等により移送する。 また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。 キ 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。 ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は北信地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。 市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。 ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。 コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。 (3) 避難時の携帯品 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。 4 避難所の開設・運営 市は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。 (1) 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。 (2) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 (3) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。 (4) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。 ア 避難者 イ 市民 ウ 自主防災組織 エ 他の地方公共団体 オ ボランティア カ 避難所運営について専門性を有した外部支援者 (5) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 (6) 避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。 (7) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。 (8) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食

修正内容⑫